

令和5年10月13日

庶務課

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 趣旨

パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、条例の一部を改正する。

2 改正内容

- ① 扶養手当の支給の対象となる扶養親族の範囲にパートナーシップ関係の相手方を加える。(第11条関係)
- ② 扶養手当の欠配一子に関わる特例措置の対象となる要件にパートナーシップ関係の相手方を加える。(附則第3項、第4項、第6項関係)

3 新旧対照表

2～4ページのとおり

4 施行日

令和5年11月1日

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第12条～第34条 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) <u>又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)</u>の相手方</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第12条～第34条 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年11月1日から施行する。</p> <p>(江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>2 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年3月江東区条例第14号)の一部を次のように改正する。</p> <p>改め文省略 (別紙 新旧対照表参照)</p>

【附則第2項関係】江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月江東区条例第14号）の一部を改正する条例 新旧対照表

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月江東区条例第14号）	江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年 月江東区条例第 号）附則第2項の規定による改正案
<p>本則 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。</p>	<p>本則 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、<u>配偶者を有しない場合（江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年 月江東区条例第 号）の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）</u>で、かつ、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。</p>

(1)・(2) (略)

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合(当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

5 (略)

6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。

(1)・(2) (略)

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合(当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

5 (略)

6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日(江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年 月江東区条例第 号)の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日)の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。